

㈱ローソン及び㈱モスフードサービスと環境省との 環境保全に向けた自主協定の締結について

1. 概要

㈱ローソン及び㈱モスフードサービスと環境省は、「もったいない」精神にのっとり、循環型社会の構築と地球温暖化の防止に向けて取組を推進するため、我が国で初めてとなる「国と事業者による環境保全に向けた自主協定」を締結。

自主協定の締結により、㈱ローソン及び㈱モスフードサービスは、レジ袋使用削減対策や非石油製品への転換等に関する先進的な取組を推進し、環境省はこれらの取組を推進するための協力と積極的な広報等を行うこととしている。

9月12日（火）には、環境大臣室において、㈱ローソンの新浪社長、㈱モスフードサービスの櫻田社長及び小池環境大臣の出席の下、自主協定の調印式を実施した。

2. 自主協定の意義・背景

(1) 自主協定締結の背景

容器包装廃棄物の3R推進に向けた自主協定の有効性については、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の意見具申（平成18年2月22日：別紙参照）に盛り込まれており、改正容器包装リサイクル法の国会審議において、小池環境大臣からも、自主協定の有効性及び早急な検討の必要性について答弁を行ったところ。

これらを受け、現在、全国レベル、地方レベルで事業者と国・地方公共団体の自主協定の締結に向けた動きが進みつつある。

(2) 自主協定の意義

< 自主的取組の有効性・実効性の確保 >

事業者の自主的取組は、業務を最も知っている事業者が、効果的かつ効率的に行政目的を達成する手段として高く評価できる一方、その内容（目標・具体的取組）が行政目的に照らして不十分な場合がある、達成できなかった場合の担保措置がない、等の問題点が指摘されている。

このため、事業者が自主的取組に関する先進的な目標とその実現のための具体的取組を協定に明記し、行政主体が当該取組を支援・周知することにより、取組内容の妥当性確保と目標等の達成に向けた実効性の確保が可能となる。

< 規制による効果と一体となったトップランナー事業者の取組促進効果 >

今回の容器包装リサイクル法改正により、事業者の自主的取組を促進するための措置が導入されたが、当該措置は取組が遅れている事業者のボトムアップという性格が強い。

一方、自主協定は、自主的取組を既にかなり進めている事業者に対しても、行政がPRや各種支援を通じて一層の取組を促進することが可能。

3．自主協定の内容について

(1) (株)ローソンと環境省との協定の概要

(株)ローソンは、「2008年度までに2005年度比で20%のレジ袋使用削減に挑戦すること等を宣言。

この目標は、コンビニエンスストア各社を含む社団法人日本フランチャイズチェーン協会のレジ袋削減目標を2年前倒しする画期的な目標であり、高く評価できる。

一方、環境省は、(株)ローソンによる各種取組について、環境省ホームページにおける紹介等、積極的な広報を行うこととしている。

(2) (株)モスフードサービスと環境省との協定の概要

(株)モスフードサービス及びモスバーガーチェーンは、現在推進している環境方針、環境行動計画等既に様々な環境対策に加え、このたびの協定を契機として、新たに「2005年度に使用したプラスチック製容器包装の50%について、石油系ではない製品に転換する」こと等を宣言。

(株)モスフードサービス等によるこれまでの取組と今回の協定に新たに盛り込まれた内容は、我が国における最も先進的な取組の一つであると高く評価できる。

一方、環境省は、上記取組に関する取組が特に優秀と認められるモスバーガーチェーンの支部・店舗に対し、環境大臣等が訪問・視察を行うこととしている。

4．自主協定の証としてのステッカーについて

自主協定締結の証として、事業者の店舗に掲示していただくためのステッカーを小池環境大臣から両社長に贈呈したところであり、近日中に店舗への掲示が開始される予定。

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会意見具申(平成18年2月22日)における
自主協定関係部分(抄)

容器包装リサイクル制度の見直しに係る具体的な施策案

(8) 事業者における自主協定締結の推進

コーヒーショップ、ファストフード店等が、店内で使用されるワンウェイ容器を徐々にリユース容器に切り替える等、発生抑制・再使用につながる自主的な取組が進んでいるが、このような飲食店における取組を含め、自主的な取組を加速させるためには、事業者と地方公共団体・国との自主協定の締結を促進することが有効である。

この場合、例えば、他への波及及び啓発の観点から、全国規模で展開しているコーヒーショップ、ファストフード店等との間の自主協定の締結が効果的であると考えられる。

これらの自主協定を締結する際には、その実効性を確保するため、定量的な取組の目標の設定、定期的な取組状況の確認等を行うことが望ましく、また、自主協定を締結した事業者の取組をPRするため、自主協定の内容や取組状況について地方公共団体や国が積極的に広報を行うことが必要である。